

私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の対象及び交付の額)</p> <p>第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等の生徒等であつて、次の各号のいずれにも該当する者で、私立高等学校等学び直し支援補助金(以下「学び直し支援補助金」という。)の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、受給権者に代わつて学び直し支援補助金を受領する学校設置者に対して交付する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成26年4月1日以後に法第2条に規定する高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であつた者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する<u>高等学校等就学支援金</u>の受給権者であつた者又は法第3条第2項第3号に該当することにより<u>高等学校等就学支援金</u>の受給資格の認定を受けなかつた者(同号に該当することを予測し、<u>高等学校等就学支援金</u>の受給資格の認定を申請しなかつた者を含む。)をいう。)に限る。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 学び直し支援補助金の支給を通算して24月以上受けていない者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)</p> <p>2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号、<u>以下「省令」という。</u>)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超えるものについては適用しない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条(略)</p> <p>(交付の対象及び交付の額)</p> <p>第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等の生徒等であつて、次の各号のいずれにも該当する者で、私立高等学校等学び直し支援補助金(以下「学び直し支援補助金」という。)の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者(<u>この条において</u>「受給権者」という。)の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、受給権者に代わつて学び直し支援補助金を受領する学校設置者に対して交付する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成26年4月1日以後に法第2条に規定する高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金(<u>この条において「就学支援金」という。</u>)に係る新制度の対象者であつた者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する<u>就学支援金</u>の受給権者であつた者又は法第3条第2項第3号に該当することにより<u>就学支援金</u>の受給資格の認定を受けなかつた者(同号に該当することを予測し、<u>就学支援金</u>の受給資格の認定を申請しなかつた者を含む。)をいう。)に限る。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 学び直し支援補助金の支給を通算して <u>12月(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。第4項において「令」という。)第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月)</u>以上受けていない者</p> <p>(8) <u>学び直し支援補助金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等(この号において「単位制高等学校等」という。)に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援補助金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者</u></p> <p>(9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)</p> <p>2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超えるものについては適用しない。</p> <p><u>3 学び直し支援補助金は、受給権者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額(その額が別表の支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額)とする。</u></p> <p><u>4 支給対象高等学校等が令第4条第1項に定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して交付される学び直し支援補助金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。</u></p>

3 交付の額は、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

第3条～第14条 （略）

附則 （略）

（新設）

（新設）

5 交付の額は、前2項に定める学び直し支援補助金の額とする。

第3条～第14条 （略）

附則 （略）

附 則（令和2年4月16日一部改正）

（施行期日）

第1条 この要綱は令和2年4月16日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行の日前から学び直し支援補助金の受給資格の認定を受けている者については、第2条第1項第7号及び第8号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

（別表）

		私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	9,900 円/月	＝
	加算額	14,850 円/月	＝
高等専門学校 (1～3学年)	支給限度額	9,900 円/月	＝
	加算額	14,850 円/月	＝

専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	＝
	加算額	14,850 円/月	＝

様式第 1 号 (第 3 条関係)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 印

平成 年度私立高等学校等学び直し支援補助金交付申請書

標記について、下記のとおり交付されるよう、私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

※ 内訳は、別紙のとおり。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 印

年度私立高等学校等学び直し支援補助金交付申請書

標記について、下記のとおり交付されるよう、私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 \_\_\_\_\_ 年 月 ～ \_\_\_\_\_ 年 月

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

※ 内訳は、別紙のとおり。

様式第2号（第4条関係）

岩手県指令 第 号

学校設置者

平成 年 月 日 第 号で申請のあった学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱第4条の規定により、次の条件を付けて平成 年度私立高等学校等学び直し支援補助金 円を交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也

交付の条件は次のとおりとする。

- 1 補助事業者は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及び私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
  - (2) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
  - (3) 私立学校、専修学校及び各種学校の設置する者の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
  - (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
  - (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校等の運営に適正な執行を期しがたい場合
  - (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
  - (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
  - (8) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

様式第2号（第4条関係）

岩手県指令 第 号

学校設置者

年 月 日 第 号で申請のあった学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）第5条の規定により、次の条件を付けて 年度私立高等学校等学び直し支援補助金 円を交付することに決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也

交付の条件は次のとおりとする。

- 1 補助事業者は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及び私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
  - (2) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
  - (3) 私立学校、専修学校及び各種学校の設置する者の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
  - (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
  - (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校等の運営に適正な執行を期しがたい場合
  - (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
  - (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
  - (8) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 印

平成 年度私立高等学校等学び直し支援補助金変更交付申請書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度私立高等学校等  
学び直し支援補助金について、下記のとおり変更して下さるよう、私立高等学校等学び  
直し支援補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月
- 2 既交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 3 変更交付申請額 \_\_\_\_\_円
- 4 差額（3-2） \_\_\_\_\_円

※ 内訳は、別紙のとおり。

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 印

年度私立高等学校等学び直し支援補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度私立高等学校等学び直し  
支援補助金について、下記のとおり変更して下さるよう、私立高等学校等学び直し支援  
補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象期間 \_\_\_\_\_年 月 ～ \_\_\_\_\_年 月
- 2 既交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 3 変更交付申請額 \_\_\_\_\_円
- 4 差額（3-2） \_\_\_\_\_円

※ 内訳は、別紙のとおり。

様式第4号（第6条関係）

岩手県指令 第 号

学校設置者

平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成 年度私立高等学校等学び直し支援補  
助金変更交付申請については、申請のとおりこれを承認し平成 年 月 日付け岩  
手県指令 第 号による交付決定額を次のとおり変更したので、私立高等学校等学  
び直し支援補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

平成 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也

補助金の額 \_\_\_\_\_円

様式第4号（第6条関係）

岩手県指令 第 号

学校設置者

年 月 日 第 号で申請のあった 年度私立高等学校等学び直し支援補助金変更  
交付申請については、申請のとおりこれを承認し 年 月 日付け岩手県指令  
第 号による交付決定額を次のとおり変更したので、岩手県補助金交付規則（昭和 32  
年岩手県規則第71号）第12条の規定により、通知します。

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也

補助金の額 \_\_\_\_\_円

様式第5号（第7条関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 

平成 年度私立高等学校等学び直し支援補助金中止（廃止）承認申請書  
平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度私立高等学校等  
学び直し支援補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、私立高等学校等学び  
直し支援補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請します。  
理由

様式第5号（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 

年度私立高等学校等学び直し支援補助金中止（廃止）承認申請書  
年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度私立高等学校等学び直し  
支援補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、私立高等学校等学び直し支援  
補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請します。  
理由

様式第6号（第9条関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 

平成 年度私立高等学校等学び直し支援補助金に係る実績報告書  
平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度私立高等学校等  
学び直し支援補助金の実績について、私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の規定  
に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付対象期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月
- 2 交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 3 実績額 \_\_\_\_\_円
- ※ 内訳は、別紙のとおり。
- 4 不用額（2－3） \_\_\_\_\_円  
（不足額）

様式第6号（第9条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

学校設置者 

年度私立高等学校等学び直し支援補助金に係る実績報告書  
年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度私立高等学校等学び直し  
支援補助金の実績について、私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の規定に基づ  
き、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付対象期間 \_\_\_\_\_年 月 ～ \_\_\_\_\_年 月
- 2 交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 3 実績額 \_\_\_\_\_円
- ※ 内訳は、別紙のとおり。
- 4 不用額（2－3） \_\_\_\_\_円  
（不足額）

様式第7号（第10条関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

学校設置者 様

岩手県知事



平成 年度私立高等学校等学び直し支援補助金確定通知書  
平成 年 月 日 第 号で交付決定した平成 年度私立高等学校等学び直し支援補助金については、平成 年 月 日 第 号の実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付対象期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月
  - 2 交付決定額 \_\_\_\_\_円
  - 3 実績額 \_\_\_\_\_円
- ※ 内訳は、別紙のとおり。
- 4 不用額（2－3） \_\_\_\_\_円  
（不足額）

様式第7号（第10条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

学校設置者 様

岩手県知事



年度私立高等学校等学び直し支援補助金確定通知書  
年 月 日 第 号で交付決定した 年度私立高等学校等学び直し支援補助金については、年 月 日 第 号の実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月
  - 2 交付決定額 \_\_\_\_\_円
  - 3 実績額 \_\_\_\_\_円
- ※ 内訳は、別紙のとおり。
- 4 不用額（2－3） \_\_\_\_\_円  
（不足額）

摘要

改正部分は、下線の部分である。